

# I 地下水質常時監視概要

## 1 測定概要

地下水の水質保全を図るため、水質汚濁防止法第16条の規定により水質測定計画を毎年策定し、これに基づき水質汚濁防止法第28条の規定に基づく政令市である長野市及び松本市とともに地下水の水質測定を実施しています。

平成30年度は、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査を表2-I-1のとおり行いました。

概況調査は、県内の汚染状況を把握するために、県内の山岳地域等を除いた地域を約5km（概況調査2は松本市内を約2.5km、概況調査3、4、5、6は長野市内を2.5km）のメッシュで区分して行っています。平成30年度は68地点52項目について調査を実施しました。

汚染井戸周辺地区調査は、概況調査等により新たに判明した汚染について、汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するため、周辺井戸の水質測定を実施するもので、平成30年度は県内1地点8井戸について測定を行いました。

継続監視調査は、既に汚染が判明した地点周辺で行うもので、平成30年度は県内33地点52井戸で揮発性有機化合物、51地点87井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、14地点22井戸で重金属等の測定を行いました。

表2-I-1 調査概要

調査区分	測定項目	調査回数	測定地点
概況調査	1 環境基準項目 長野県 28項目 松本市 1 15項目	年1回	長野県 36地点 松本市 2地点
	2 環境基準項目 松本市 2 15項目	年1回	松本市 14地点
	3 環境基準項目 27項目	年1～2回	長野市 <sup>*1</sup> 16地点
	4 要監視項目 23項目	年1回	長野市 <sup>*1</sup> 16地点
	5 PCB 1項目	年1回	長野市 <sup>*1</sup> 7地点
	6 フタル酸ジエチルヘキシル 1項目	年1回	長野市 <sup>*1</sup> 5地点
汚染井戸 周辺地区調査	汚染物質及びその分解生成物のうち環境基準項目	適宜	長野県 1地点 8井戸
継続監視調査 <sup>*2</sup>	揮発性有機化合物 長野県 6項目 長野市 18項目	年1回	長野県 23地点 42井戸 長野市 10地点 10井戸
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1項目	年1～2回	長野県 45地点 81井戸 松本市 6地点 6井戸
	重金属等（鉛、六価クロム、砒素、ふっ素、ほう素） 長野県 4項目 長野市 2項目 松本市 1項目	年1～2回	長野県 11地点 19井戸 長野市 2地点 2井戸 松本市 1地点 1井戸

\*1 地点が重複。

\*2 測定地点数は調査区分間で重複あり。